



特定生産緑地制度について

生産緑地制度は、地区指定されると原則30年の営農義務を負うとともに、税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

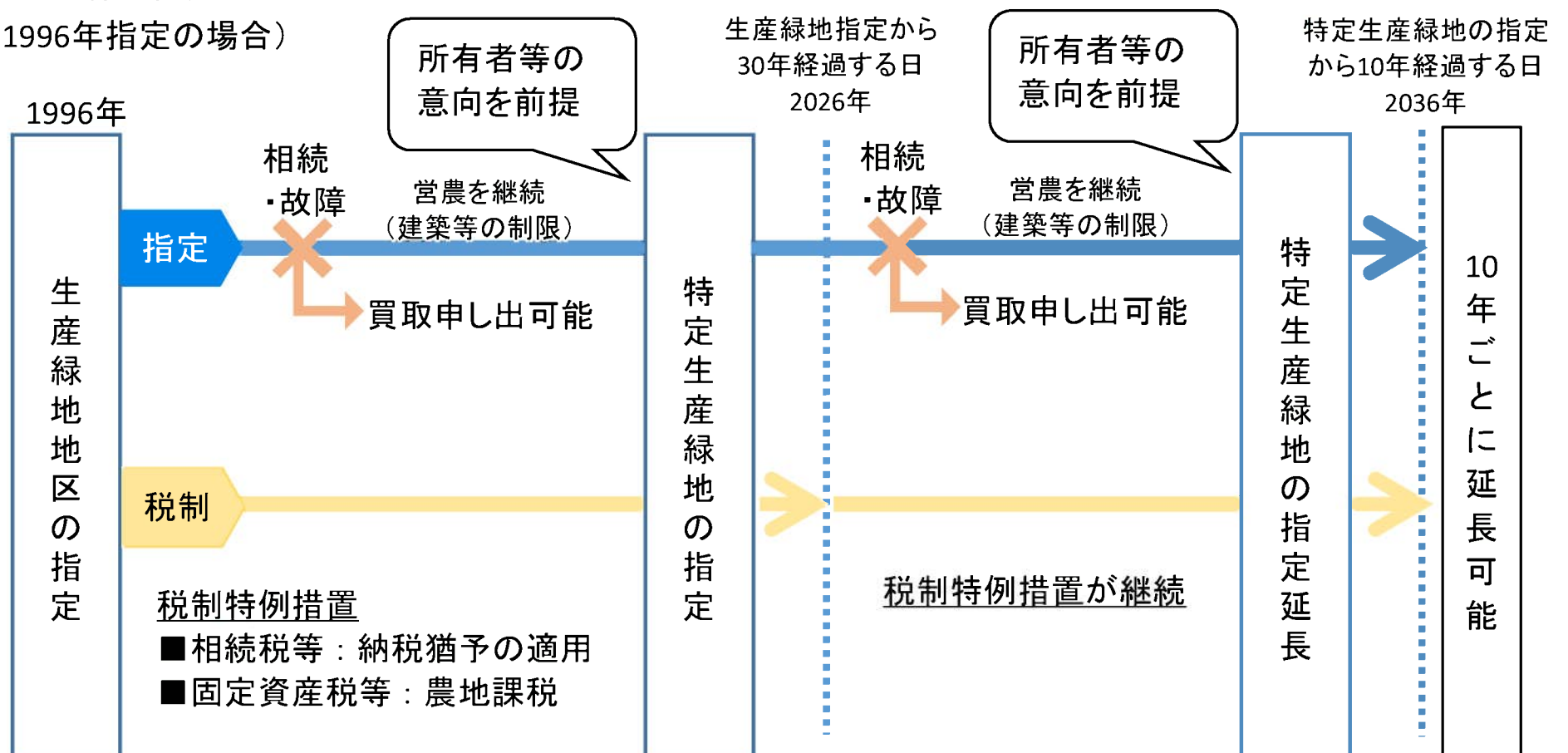
しかし、令和4年には地区指定開始から30年が経過し、多くの生産緑地の営農義務が終了することから、農地の宅地化が進むことが懸念されました。

このため、平成29年、国において生産緑地法が改正され、新たに特定生産緑地制度が創設されました。

指定から30年を迎える生産緑地地区について、特定生産緑地指定に指定を受けることで、営農義務と税制優遇が10年間延長されることとなりました。

指定は、所有者ほか農地等利害関係人の方の指定同意の申請が必要です。
指定同意の申請は、裏面の申請期間内に行っていただく必要があります。

特定生産緑地指定のイメージ (1996年指定の場合)

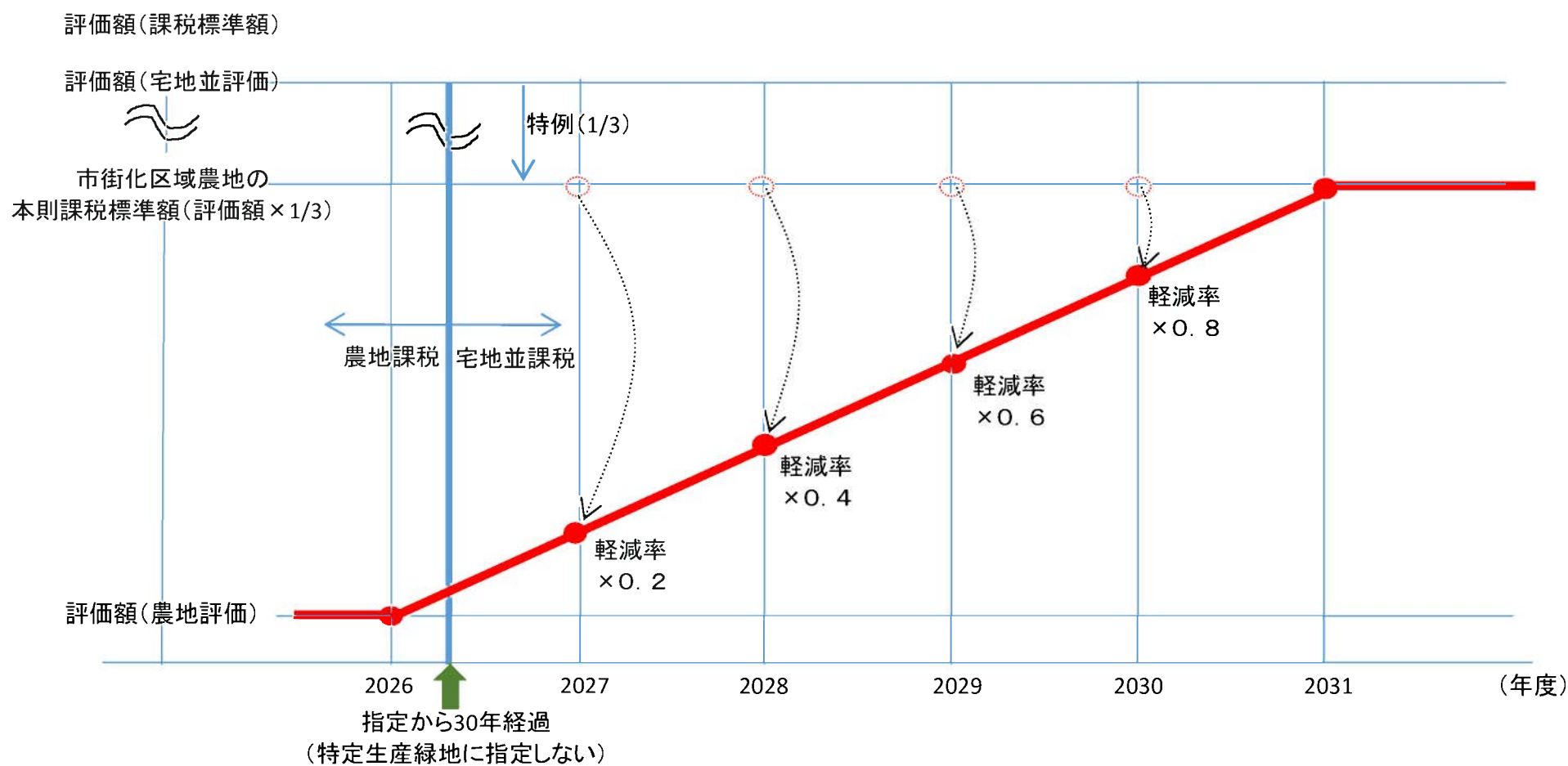


特定生産緑地の指定メリット

特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。制度内容を十分にご理解の上、ご判断いただきますようお願いいたします。

営農を続ける際のメリット	相続する際のメリット
特定生産緑地を選択 ○固定資産税等は引き続き農地評価です 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は、引き続き、農地評価・農地課税です。 ○10年毎に継続の可否を判断できます 特定生産緑地の指定は、10年ごとの更新制です。 (10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です)。 特定生産緑地を選択しない × 固定資産税等の負担が増えます 5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。(下記をご参照ください) × 30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません 特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか選択できません。	特定生産緑地を選択 ○次の相続での選択肢が広がります 次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。 ○ 農地を残しやすくなっています 他の耕作者や市民農園に農地を貸しても、相続税の納税猶予を継続できます。 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律および特定農地貸付法に基づく貸付の場合) 特定生産緑地を選択しない × 次の相続での選択肢が狭まります 特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません。 (現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します)

特定生産緑地に指定しなかった場合の固定資産税のイメージ(2026年に指定から30年経過する場合)



特定生産緑地に関するQ&A



Q1. 指定申請はどこで受け付けていますか。

A1. 大阪市 経済戦略局 産業振興課 農業担当で受け付けています。場所や受付時間は裏面をご参照ください。

Q2. 同意が必要な農地等利害関係人とはだれですか。

A2. 所有権の共有名義の方、賃借権に基づく耕作者、地上権や抵当権を有する方などです。申請にあたっては、農地等利害関係人全員の同意が必要です。ただし、納税猶予を受けている方の税務署長からの同意は、市で一括して請求しますので不要です。

Q3. 指定年度の異なる複数の生産緑地を所有しています。一括して特定生産緑地に申請することは可能ですか。

A3. お手数ですが、指定年度ごとに、それぞれの申請受付期間にご申請をお願いします。

Q4. 他の市にも生産緑地を所有しています。大阪市の申請用紙で他市にも申請できますか。

A4. できません。申請用紙の様式や、必要書類、申請受付期間は各自治体ごとに異なります。他市の申請を大阪市内で受け付けることも行っておりません。各自治体の生産緑地担当へ、お問い合わせください。

Q5. 特定生産緑地に申請しましたが、その後、体調が悪化し農作業をすることができなくなりました。申請を取り下げることができますか。

A5. 指定申請を出された後は、原則、取り下げることができません。しかし、主たる農業従事者の方が農業従事不可能な故障を負われた場合は、市へ買取り申出をご申請いただき、地区指定を解除することができます。また、同様に特定生産緑地申請後に相続があった場合も、買取申し出を申請し、地区指定を解除することができます。

Q6. 生産緑地や特定生産緑地で市民農園を開設した場合、相続税納税猶予は打ち切られますか。

A6. 打ち切られません。平成30年度税制改正により、都市農地の貸借の円滑化に関する法律または特定農地貸付法に基づき、市民農園を開設したり第三者に農地を貸しても、相続税納税猶予の適用が継続されることとなりました。市民農園の開設には、市への承認申請と税務署への届け出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

Q7. 生産緑地地区指定から30年経過後でも、特定生産緑地に申請できますか。

A7. 申請できません。特定生産緑地を希望される場合は、必ず裏面の申請受付期間内に申請してください。30年経過後に、再度、生産緑地地区指定を受けたい場合は、生産緑地の買取り申出の手続きを行っていただいたうえで、生産緑地地区の再指定をご申請いただくことになります。その場合、営農義務は30年間です。

Q8. 生産緑地以外の農地を特定生産緑地に指定できますか。

A8. 指定できません。生産緑地でない農地は、まず生産緑地の地区指定を受けることが必要です。その場合、30年間の営農義務がかかります。

生産緑地に指定できるかどうかは、担当までお問い合わせください。本市では、条例制定により生産緑地の指定要件を300㎡以上に緩和しております。

Q9. 特定生産緑地の指定はどれほど見込まれますか。

A9. 平成4年指定の生産緑地の所有者等からは、9割以上の方が特定生産緑地の指定申請がなされています。

特定生産緑地指定の申請受付期間



特定生産緑地は、生産緑地の指定から30年が経過すると指定できなくなります。
本市では、申請受付期間を下記のとおりとしております。
指定を希望される方は、下記受付期間内に申請をお願いします。

生産緑地地区指定日	特定生産緑地申請受付期間
平成8年(1996年)	令和6年(2024年)12月～令和7年(2025年)5月30日
平成9年(1997年)	令和7年(2025年)11月～令和8年(2026年)5月29日(予定)
平成10年(1998年)	令和8年(2026年)11月～令和9年(2027年)5月31日(予定)

- ※ 申請期間を過ぎますと、受付できませんのでご注意ください。
- ※ 農地等利害関係人の方の同意が必要です。
- ※ 部分的に特定生産緑地の指定を受ける場合は、事前に分筆しておいてください。

○申請必要書類

- ① 特定生産緑地指定申請 兼 農地等利害関係人同意確認書 (注)
- ② 当該地の登記事項証明書(全部事項証明書)※法務局備付のもの
- ③ 当該地の公図※法務局備付のもの
- ④ 当該地の地積測量図(法務局に登録がある場合のみ)
- ⑤ 当該地の位置図(住宅地図の写しなど)
- ⑥ 農地等利害関係人全員の本人確認書類の写し
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等、氏名と住所が確認できる公的書類)
- ⑦ 農地等利害関係人の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- ⑧ 代理人による申請の場合は、委任状
(代理人による申請の場合は委任を受ける者の本人確認書類の写しも必要です)
- ⑨ その他市長が特に必要とする書類等

(注) 納税猶予を受けている生産緑地の税務署の同意については、本市から一括で請求しますので不要です。

- ※ 公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3か月以内のもの
- ※ 添付書類の原本還付を希望される方は、原本と写し(コピー)を一緒にお持ちください。
- ※ 提出部数は、1部です。

提出先・
お問合わせ先

大阪市 経済戦略局 産業振興部 産業振興課(農業)

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階

電話 06-6615-3751 FAX 06-6614-0190

【受付時間】 月曜～金曜(祝日を除く) 9時から12時15分まで 及び 13時から17時30分まで